

◎新潟県告示第789号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

五十嵐川漁業協同組合

三条市高岡651

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条（3）期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「令和2年1月1日から令和2年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和2年1月1日